

第26回和歌山県 障害者スポーツ大会

参加者 募集

陸上

どんな種目があるのかな



- 競走 50m、100m、200m、400m
800m、1500m、スラローム
- 跳躍 立幅跳、走幅跳、走高跳
- 投てき ソフトボール投、砲丸投
ジャベリックスロー、ピーンバッグ投

水泳



2種目まで申しこみできます

- 自由形 (25m・50m)
- 背泳ぎ (25m・50m)
- 平泳ぎ (25m・50m)
- バタフライ (25m・50m)



ボウリング

ボッチャ



※肢体不自由の方で
別紙Ⅱ-2に該当する方



卓球

- 一般卓球
- サウンドテーブルテニス



アーチェリー

※36射で150点以上可能な方

開会式	5月17日	紀三井寺公園陸上競技場
陸上	5月17日	紀三井寺公園陸上競技場
アーチェリー	5月24日	県障害児者サポートセンター
卓球	5月24日	県障害児者サポートセンター
水泳	6月 7日	秋葉山公園プール県民水泳場 50mプール
ボウリング	6月 7日	和歌山グランドボウル
ボッチャ	6月14日	県障害児者サポートセンター
フライングディスク	9月27日	紀三井寺公園陸上競技場

フライングディスク

2種目まで申しこみできます

- アキュラシー (5mか7m どちらか)
- ディスタンス



1 参加資格

和令8年4月1日時点で、13才以上で、身体障害者手帳か療育手帳(準ずる方)をお持ちの方が参加できます。

2 申込みの方法

申込書がもらえるところ

障害者スポーツ協会、在籍している市町村や振興局の総務福祉課
作業所や施設、特別支援学校

申込書を提出するところ

在籍している市町村、振興局の総務福祉課窓口
(注意) 作業所、施設、特別支援学校で申込手続きができるかどうか、
確認してください。(各作業所、施設、特別支援学校により違います)

申込できる種目について

障害区分と年齢区分によって、参加できる種目がちがいます。

くわしくは、2ページめからの別紙Ⅰ、別紙Ⅱを確認してください。

印のある種目に出場することができます。

3 介助者(競技)について

- 陸上、水泳、フライングディスク、ボッチャ競技は、申込書で介助申請をすることができますが、競技規則上、介助者が必要な選手のみ認められます。
- 認められた介助者であっても、選手と一緒に入ることができるエリアと入ることができないエリア(競技中など)がありますので、事前に確認したい方は和歌山県障害者スポーツ協会まで連絡をください (電話 073-445-7314 メール wssk@nike.eonet.ne.jp)
- 介助者として競技場内に入ったときの注意事項
写真撮影、動画撮影は禁止。陸上、フライングディスクはスニーカー、水泳は裸足
ボッチャは体育館シューズでの入場をお願いします。



(別紙Ⅰ) 和歌山県障害者スポーツ大会競技・種目表

身体障害者 1部39歳以下・2部40歳以上 知的障害者 少年(19歳以下) 青年(20～35歳以下) 壮年(36歳以上)

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

障害区分 種 目	肢 1									肢 2						肢 3						肢4	視	聴	知	内		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎※4	◎	◎※4						◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	
200m											◎※4	◎	◎※4						◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	
400m																											◎	
800m											◎※4	◎	◎※4						◎						◎	◎	◎	◎
1500m	◎	※4									◎※4		◎※4						◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
スラローム										◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎				◎					
走高跳		▲	▲																						▲	▲	▲	
立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎												◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎				◎												◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
ジャベリックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
ビーンバック投										◎	◎					◎	◎						◎					
4×100mリレー																											△	

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等)による体幹の障害が該当する。

【注】四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

※7 視覚障害者の競走競技で伴走者ありの場合は、ひも等を必ずもつこととする。

2. 水泳

身体障害者 ◎男女1部・2部

○男女1部

●男女2部

知的障害者 ◎男子・女子(3年齢区分)

★男女混合

障害区分 種 目		肢 1												肢 2				肢 3					肢4	視	聴	知	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
4×50mリレー																											★
4×50mメドレーリレー																											★

※1 リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3. アーチェリー

肢体不自由者、聴覚障害者、内部障害者は各障害区分別、男女別に、50m・30mラウンド、30mダブルラウンドを実施する。ただし、各種目において36射で150点以上の点数を獲得できる者。

4. 卓球

1 肢体不自由者、聴覚障害者、知的障害者は各障害区分別、男女別、年齢区分別、精神障害者は男女別に実施する。

2 視覚障害は、視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で競技を区分する。アイマスク有りはサウンドテーブルテニスに、アイマスク無しは一般卓球に出場ができる。

5. フライングディスク

1 アキュラシーは、肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者と知的障害者で各障害区分別、男女別にディスリート・ファイブ(5m)、ディスリート・セブン(7m)を実施する。

2 ディスタンスの立位は、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者と知的障害者で各障害区分別、男女別に実施し、座位は男女別で実施する。

6. ボッチャ

肢体不自由者の競技とし、実施する。

	肢 体									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
立位	◎								◎	
座位		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎

7. ボウリング

知的障害者のみの競技とし、男女別、年齢区分別に実施する。

1 陸上競技

2 水 泳

4 卓 球

肢体不自由者Ⅰ 〈切断・機能障害者〉

- 1 手部切断、
片前腕切断、片上肢不完全、
片上腕切断、片上肢完全
- 2 両前腕切断、片前腕・片上腕切断、
両上肢不完全
- 3 両上腕切断、両上肢完全
- 4 片下腿切断、片下肢不完全
- 5 片大腿切断、片下肢完全
- 6 両下腿切断
- 7 片下腿・片大腿切断、
両下肢不完全
- 8 両大腿切断、両下肢完全
- 9 体幹※

- 1 手部切断
- 2 片前腕切断、片上肢不完全
- 3 片上腕切断、片上肢完全
- 4 両前腕切断、両上肢不完全
- 5 両上腕切断、両上肢完全、
片前腕・片上腕切断
- 6 片下腿切断、片下肢不完全
- 7 片大腿切断、片下肢完全
- 8 両下腿切断、両下肢不完全
- 9 両大腿切断、両下肢完全、
片下腿・片大腿切断
- 10 片上肢切断・片下肢切断、
片上肢不完全・片下肢不完全
- 11 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、
両上肢不完全・両下肢不完全
- 12 体幹※

- 1 片上肢障害
- 2 両上肢障害
- 3 片下腿切断、片下肢不完全
- 4 片大腿切断、両下腿切断、
片下肢完全、両下肢不完全
- 5 両大腿切断、両下肢完全
〔片下腿・片大腿切断〕
- 6 体幹※

肢体不自由者Ⅱ 〈脳原性麻痺以外の車いす使用者〉

- 10 第6頸髄まで残存
- 11 第7頸髄まで残存
- 12 第8頸髄まで残存
- 13 下肢麻痺で座位バランスなし
- 14 下肢麻痺で座位バランスあり
- 15 その他車いす

- 13 第7頸髄まで残存
- 14 第8頸髄まで残存
- 15 下肢麻痺で座位バランスなし
- 16 下肢麻痺で座位バランスあり

- 7 第8頸髄まで残存
- 8 座位バランスなし
- 9 その他の車いす

肢体不自由者Ⅲ 〈脳原性麻痺者〉

- 16 四肢麻痺で車いす使用
- 17 けて移動
- 18 上下肢で車いす使用
- 19 上肢で車いす使用
- 20 その他走不能
- 21 上肢に不随意運動を伴う走可能
- 22 その他走可能

- 17 四肢麻痺（車いす常用）
上肢に著しい不随意運動を伴う走不能
- 18 両下肢麻痺
上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能
- 19 片側障害で片上肢機能全廃
- 20 その他の片側障害で走不能
- 21 その他

- 10 車いす使用
- 11 杖・松葉杖使用
- 12 上肢に不随意運動あり
- 13 上肢に不随意運動なし
- 14 片側障害

肢体不自由者Ⅳ

- 23 電動車いす常用

- 22 浮具使用

視覚障害者

- 24 視力0から0.01まで
- 25 その他の視覚障害

- 23 視力0から0.01まで
- 24 その他の視覚障害

- 15 アイマスク有り
- 16 アイマスク無し

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

- 26 聴覚障害

- 25 聴覚障害

- 17 聴覚障害

知的障害者

- 27 知的障害

- 26 知的障害

- 18 知的障害

内部障害者

- 28 ぼうこう又は直腸機能障害

精神障害者

- 19 精神障害者

3アーチェリー

5フライングディスク

6ボッチャ

肢体不自由者 〈脳原性麻痺以外の車いす常用〉

- 1 第8頸髄まで残存
- 2 その他の車いす

- 1 肢体不自由者
- 2 視覚障害
- 3 聴覚障害
- 4 知的障害
- 5 内部障害
(ぼうこう又は直腸機能障害)

次ページ

肢体不自由者 〈切断・機能障害者〉

- 3 上肢障害
- 4 下肢障害(椅子、車いす使用を含む)
- 5 体幹※

7ボウリング

- 1 知的障害

肢体不自由者 〈脳原性麻痺者〉

- 6 脳原性麻痺

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

- 7 聴覚障害

内部障害者

- 8 ぼうこう又は直腸機能障害

【※注】 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等)による体幹の障害が該当する。
四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。



6 ボッチャ

肢体不自由の方のうち、下記の障害区分の方が出場できます。
競技スタイルと障害区分を確認してください

		区分 番号	障害区分	解説	競技スタイル	
					立位	座位
1	切断・機能障害	1	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者	◎	
			両下肢完全で立位	脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者		
			両上肢不完全および両下肢不完全	上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股、膝、足関節)のうち、1または2関節に機能障害がある者		
2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		◎
		3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		◎
		4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		◎
		5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用	脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		◎
		7	けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
		8	片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
		9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
4		10	電動車いす常用	脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者		◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手(区分2～8及び10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタント1名つけることができる。ランプ使用者にはランプオペレーター1名つけることができる。両方が必要な場合は、選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※ 脳性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で、上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

お問い合わせ
和歌山県障害者
スポーツ協会

申込書は、ホームページからダウンロードすることもできます



住所 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218
電話 073-445-7314
FAX 073-446-0036
MAIL wssk@nike.eonet.ne.jp

